

岩手県低廉戸建て住宅普及促進事業実施要綱

（目的）

- 第1 この要綱は、東日本大震災津波の被害住宅の自力再建を支援するため、低廉戸建て住宅のモデル住宅展示やHP等によるPRを行い、住宅再建の円滑化をはかることを目的とする「岩手県低廉戸建て住宅普及促進事業」の実施に必要な事項について定める。

（用語の定義）

- 第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1） 低廉戸建て住宅

概ね1,000万円（税別）程度以下の低廉な戸建て住宅のことをいう。

（2） モデル住宅

低廉戸建て住宅を周知するため、建築主や住宅工事施工者等の参考となる住宅のことをいう。

（3） 展示

完成したモデル住宅を、これから住宅を再建しようとする被災者や、復興住宅を建設しようとする住宅工事施工者等に対し、公開することをいう。

（4） 周知、PR

モデル住宅のパンフレット作成、HPやSNSへの掲載や投稿、説明会等イベントの開催等、低廉戸建て住宅を普及するために行う広報活動のことをいう。

（対象となる事業）

- 第3 補助対象となる事業は、次の各号に該当するものとする。

- （1） 低廉戸建て住宅を1か月間展示するものであること。
- （2） 低廉戸建て住宅の周知、PRを行うものであること。

（対象経費及び補助金）

- 第4 補助事業の対象となる経費は、次の各号に該当するものとする。

- （1） 低廉戸建て住宅の展示にかかる経費。
- （2） 建築主に対する展示期間中の住宅及び土地の賃借料。
- （3） 低廉戸建て住宅の周知、PRにかかる経費。

- 2 補助金は、129万6千円（税込）を限度に前項の対象経費に対し交付する。

（事務局）

- 第5 事務局は、本事業の運營業務の受託者である一般財団法人岩手県建築住宅センターが担うものとする。

（事業の申請）

- 第6 低廉戸建て住宅普及促進事業を実施しようとする者（以下「申請者」という。）は、低廉戸建て住宅普及促進事業申請書（様式第1-1号）に、次の各号に掲げる書類を添付し、事務局に提出しなければならない。

- （1） 建築主の同意書（様式第1-2号）

(2) 事業実施計画(様式第1-3号)

(3) 建築確認申請書の写し(第1面~第5面及び案内図、配置図、平面図)

(事業の決定)

第7 事務局は、第6に規定する事業申請書を受理したときは、その内容を審査し、低廉戸建て住宅普及促進事業として決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(事業申請の取下げ)

第8 申請者は、第7の通知を受けた場合において、当該通知に係る事業の決定内容又はこれに付された件に不服があるときは、当該通知を受理した日から10日以内に申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、事業の決定はなかったものとみなす。

(申請内容の変更)

第9 申請者は、次のいずれかに該当する場合は、低廉戸建て住宅普及促進事業変更承認申請書(様式第2号)により、速やかに知事に申請しなければならない。

(1) 展示期間に大幅な変更が生じた場合

(2) 事業計画に大幅な変更が生じた場合

2 事務局は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適正と認められる場合は、その旨を申請者に通知するものとする。

(事業の実績報告)

第10 申請者は、低廉戸建て住宅普及促進事業に基づく展示が完了し、周知、PRの準備が整ったときは、完了報告書(様式第3-1号)に次の各号に掲げる書類を添付し、速やかに事務局に提出しなければならない。

(1) モデル住宅展示の実績(様式第3-2号)

(2) 事業に要した経費の内訳(様式第3-3号)

(3) 周知、PR用に作成したパンフレット、HP等

(4) 補助金交付請求書(様式第4号)

(5) その他事務局が求める書類

(補助金交付額の確定等)

第11 事務局は、申請者から第10に規定する完了報告書の提出があったときは、補助金交付の額を確定し、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第12 補助金の交付は、第10に規定する完了報告書の提出を受け、第11に規定する補助金交付の額の確定後、行うものとする。

(是正のための措置)

第13 事務局は、第10に規定する完了報告書の提出を受けた場合において、報告書類の審査又は必要に応じて行う現地調査等により、対象事業が第4に規定する要件に適合しないと認めるときは、これを適合させるための措置をとるべきことを申請者に対して求めることができる。

(補助金交付対象者等の決定の取消し及び返還)

第14 事務局または岩手県知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が支給されている場合は期限を定めて返還を命ずることができるものとする。

- (1) 提出書類の記載事項に虚偽があるとき
- (2) 第13の規定に基づく措置をとらなかったとき
- (3) 第3の規定に基づく事業に適合しないことが明らかとなったとき
- (4) その他知事が不相当と認めたとき

附 則

この要綱は、平成27年12月1日から施行する。